

防災集団移転促進事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の促進を図るものです。

## 特徴

- ◆移転先の住宅団地や公共施設は地方公共団体が整備します。
- ◆移転者に対して、住宅の建設等に要する費用や移転に要する費用を市町村が補助します。
- ◆農林水産業の継続に必要な場合、住宅団地内に共同作業所等を整備します。
- ◆以前住んでいた場所では、再び住宅が建設されて危険が生じることがないように、建築規制が行われます。
- ◆住民の皆さんの意見集約、合意形成が特に重要です。

## 制度の概要

### ■事業計画の策定等

市町村は、移転促進区域の設定、住宅団地の整備、移転者に対する助成等について、国土交通大臣に協議しその同意を得て、集団移転促進事業計画を定めます。

- 移転促進区域： 災害が発生した地域又は災害危険区域（建築基準法第39条）のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住民の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域です。

- 住宅団地の整備： 10戸以上（移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。なお、東日本大震災、新潟県中越地震被災地については5戸以上等に緩和する特例があります。

### ■事業主体

市町村（特別な場合は都道府県）

### ■国の補助

右記の項目に対して、国庫補助の対象となります（補助率3／4）。なお、東日本大震災の被災地については特例があります。

### ■市町村の配慮

市町村は、事業計画の策定に当たり、①移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、②移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるように配慮しなければなりません。

### ■地方債の特例等

地方債の発行、国の普通財産の譲渡・貸付に関する特例措置があります。